

独立行政法人 水資源機構 分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦
(公印省略)

見 積 依 頼 書

- 1 件 名 令和7年度草木ダム周辺除雪作業
2 工 事 場 所 群馬県みどり市東町座間564-6 渡良瀬川ダム総合管理所
3 工 期 契約締結の翌日から 令和8年3月13日 まで
4 内 容 等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので入札心得書等を熟覧のうえ提出して下さい。

記

- 1 現 場 説 明 実施しません。
2 兄 横 番 号 件 本店、支店又は営業所が群馬県に所在すること。
なお、当機構における一般競争(指名競争)参加資格業者である必要はありません。
- 3 見 積 書 等
1)様 式 等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名(法人の場合は、法人名及びその代表者名)を記載し、代表者の印を押印されたものに限ります。
- 2)提出方法 電子メール又はFAXによる。(※FAX番号は、4)に記載された番号)
なお、電子メール又はFAXに適切な場合は、持参又は郵送(一般書留、簡易書留、その他配達の記録が残る方法に限る。)による。
- 3)提出期限 令 和 7 年 12 月 16 日 12:00 まで
- 4)提 出 先 独立行政法人 水資源機構 渡良瀬川ダム総合管理所 総務課
電子メール nyukei_watarase@water.go.jp FAX番号 0277-97-3300
- 質 問 書
5)提 出 期 限 令 和 7 年 12 月 11 日 12:00 まで
- 6)見積回数 2回を限度とする。
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出の期限は令和07年12月17日 12:00 までとします。
- 7)そ の 他
①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 4 見 積 辞 退 仕様書の交付を受けた後に見積もりを辞退する場合であっても、見積辞退届の提出の必要はありません。
- 5 見 積 結 果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日(翌日が休日となる場合には休日でない直後の日)までに通知します。
- 6 そ の 他
1)契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)とします。
2)請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
3)最低金額を提出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。
くじの方法は、別添「くじの方法」とおりとします。

令和7年度草木ダム周辺除雪作業

仕様書

令和7年12月

独立行政法人水資源機構

渡良瀬川ダム総合管理所

第1章 総 則

第1節 適用

この仕様書は、「令和7年度草木ダム周辺除雪作業」(以下「本作業」という。)に適用する。

第2節 作業の内容

2-1 作業場所

群馬県みどり市東町座間地内他

2-2 作業概要

本作業は、草木ダム周辺における以下の箇所の除雪を行うものである。

- | | |
|------|-----------------|
| 除雪箇所 | ①ダム堤頂道路 |
| | ②管理所周辺（庁舎前、駐車場） |
| | ③その他担当者が指示する場所 |

第3節 履行期間

履行期間は、契約締結の翌日から令和8年3月13日までとする。

第4節 予定数量

本作業の予定数量は、下表のとおりである。適用は第2章第1節によるものとする。
なお、表示した数量は見込み数量であり、履行を保証するものではない。

工種・種別・細別		規格		単位	数量	備考
除雪 I	平日	昼間	除雪ドーザ9t, チェーン着用	時間	1	運転手、助手含む
		夜間	〃	〃	〃	〃
	休日	昼間	〃	〃	〃	〃
		夜間	〃	〃	〃	〃
除雪 II	平日	昼間	除雪トラック4t, チェーン着用, スノープラウ	時間	1	運転手、助手含む
		夜間	〃	〃	〃	〃
	休日	昼間	〃	〃	〃	〃
		夜間	〃	〃	〃	〃
除雪 III	平日	昼間	除雪トラック2t, チェーン着用, スノープラウ	時間	1	運転手、助手含む
		夜間	〃	〃	〃	〃
	休日	昼間	〃	〃	〃	〃
		夜間	〃	〃	〃	〃

第5節 暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

受注者は、本作業の実施に際して、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報するとともに、捜査上必要な協力をすること。なお、警察への通報又は捜査上必要な協力を行った場合は、速やかに発注者に報告することとし、工程等被害が生じた場合は、発注者と協議するものとする。

第 6節 完成図書

受注者は、次の完成図書を提出するものとする。

- (1) 関係図書（作業履行調書及び添付写真） 1 式(1部)

第 7節 作業中の安全確保

7-1 作業現場管理

受注者は、労働安全衛生法並びに関係する法令等を遵守し、作業中のすべての危険、損失、障害等を防止するために必要な作業規則、表示を、作業関係者に周知徹底させるとともに、安全作業のために必要な施設を設置し、保安、防災、衛生等の現場管理に万全を期さなければならない。

7-2 交通に対する安全管理

本作業現場は、一般道及びその周辺の作業であることから、作業時には一般車両に十分注意する。また、走行中、作業中を問わず、積雪や路面凍結によるスリップ、追突等に十分注意し安全走行に務めるものとする。

7-3 作業に対する安全管理

本作業は道路等の除雪を行うものであるため、積雪や路面凍結によるスリップや追突・衝突・脱輪のほか、道路施設その他の構造物等の損傷等に十分注意し安全作業に務めるものとする。

7-4 火災防止

受注者は、作業現場における作業期間中、火気には十分注意し、山火事等を起こさないよう万全の注意を払わなければならない。

第 8節 作業の履行報告及び確認

1. 単価契約書第5条第1項に規定する支払を請求する書面の提出にあたっては、作業履行報告書（別記様式1）、作業履行調書（別記様式2）及び作業日毎の作業写真を添付するものとする。
2. 発注者は、前項に基づいて提出された作業履行報告の確認の結果を作業履行確認通知書により通知するものとする。
3. 作業数の最小単位は、1時間単位とするものとする。

第 9節 疑義等

受注者は、設計図書に明記されていない事項又は設計図書に疑義が生じた場合は、速やかに担当職員と協議するものとする。

第2章 作業内容

第1節 除雪作業等

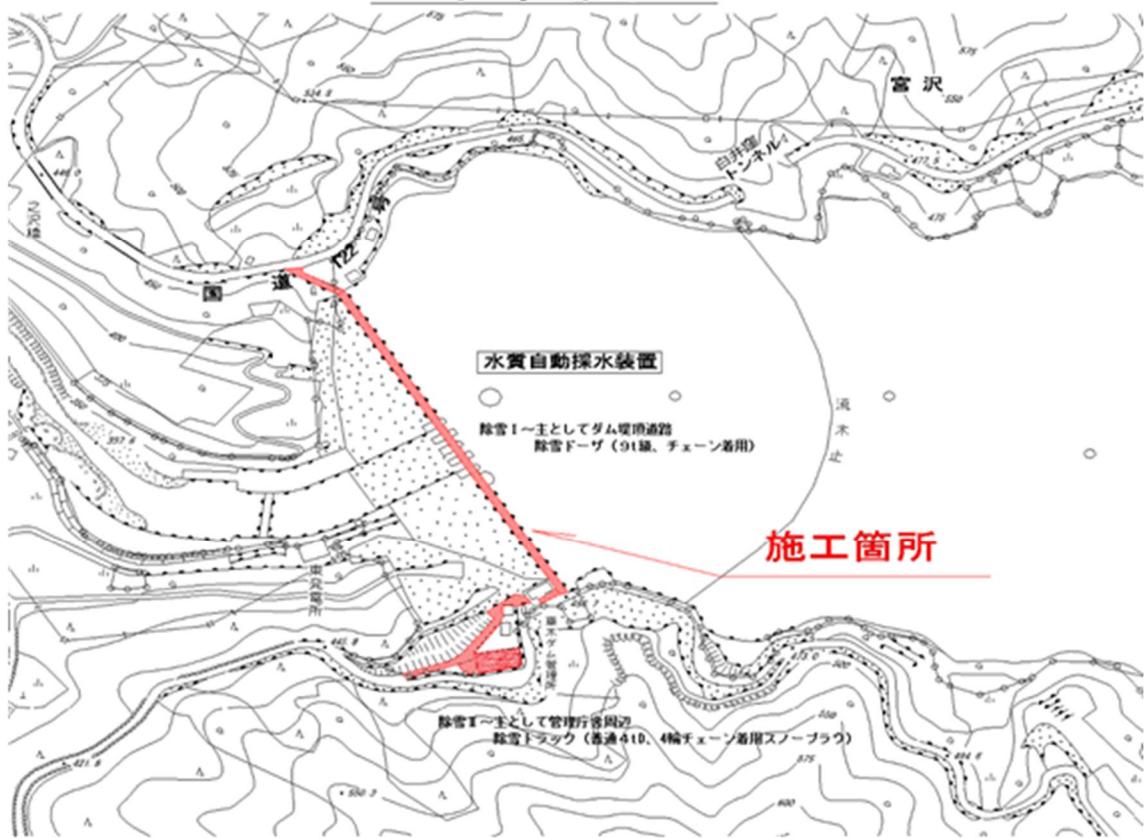
1. 本作業は、みどり市が実施する東町内の除雪又は群馬県桐生土木事務所が実施する県道沢入・桐生線の除雪作業に併せて実施するものとする。
2. 本作業の開始は、担当職員からの指示により行うものとし、作業時間を後日、作業履行調書及び作業写真（除雪作業前及び作業後、使用建設重機の分かるもの他、必要に応じて作業状況）により確認する。
3. 除雪作業は主として建設重機及び除雪トラックにより行うものとし、ダム堤頂道路及び管理所周辺の積雪を担当職員が指示する通行等に支障が無い場所に移動させるもので、運搬は行わないものとする。
4. 日（平・休日）及び時間帯（昼・夜間）による種別は以下の通り計画している。
 - ・平日、昼間（7:00～19:00）
 - ・平日、夜間（19:00～7:00）
 - ・休日、昼間（7:00～19:00）
 - ・休日、夜間（19:00～7:00）

また、本作業において使用する建設重機等の規格区分は以下の通り計画している。どの規格区分によるかは、積雪の状況により適用するものとする。

 - ・除雪Ⅰ～除雪ドーザ（9t級、チェーン着用）
 - ・除雪Ⅱ～除雪トラック（普通4tD、4輪チェーン着用 スノープラウ）
 - ・除雪Ⅲ～除雪トラック（普通2tD、4輪チェーン着用 スノープラウ）

以上

位置図



(別記様式1)

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 殿

住 所
会 社 名
代表者名

作 業 履 行 報 告 書
(月分)

1 件 名 令和7年度草木ダム周辺除雪作業

2 作業場所 群馬県みどり市東町座間地内他

3 履行期間 自 令和 年 月 日 至 令和8年3月13日

令和 年 月 日付けをもって契約を締結した上記作業のうち、 月分について、別添
作業履行調書のとおり履行したので、仕様書第1章第8節の規定により報告します。

(別記様式2)

作業履行調書

(月分)

発注者	受注者

件名：令和7年度草木ダム周辺除雪作業				
日付	除雪I (除雪ドーザ9t) 時間	除雪II (除雪トラック4t) 時間	除雪III (除雪トラック2t) 時間	備考

注：平・休日、昼・夜間の別を記載すること。

〈添付資料〉

- ・作業写真
(除雪作業前及び作業後、使用建設重機が分かる作業状況)

令和7年度草木ダム周辺除雪作業に関する単価契約書（案）

独立行政法人水資源機構渡良瀬川ダム総合管理所（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）は、令和7年度草木ダム周辺除雪作業（以下「除雪作業」という。）に関し、次のとおり単価契約を締結する。

（総 則）

第1条 発注者は、ダム周辺に降雪があり、除雪作業の必要が生じた場合、受注者に対し、除雪作業の指示を行うものとする。

（除雪作業及び時間帯）

第2条 受注者は、担当職員から指示があった場合は、別添位置図に示した場所の除雪作業を行うものとする。

2 受注者が行う除雪作業の時間帯は、平日又は休日の次の時間とする。

　　昼間（7：00～19：00）

　　夜間（19：00～7：00）

（除雪作業の単価）

第3条 受注者が行う除雪作業の単価は、別紙単価表のとおりとする。

（契約期間）

第4条 契約期間は、令和 年 月 日から令和8年3月13日までとする。

（代金の支払）

第5条 受注者は、書面をもって請負代金の支払を請求することができる。

2 発注者は、前項の規定による請求を受けたときは、その日から起算して30日以内に請負代金を支払わなければならない。

（権利義務の譲渡等）

第6条 受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務の全部又は一部を発注者の承諾を得ないで第三者に譲渡し、又は作業の一部の履行を委任し若しくは請負わせてはならない。

（契約の解約）

第7条 発注者又は受注者が、契約期間内に本契約を解約するときは、1カ月前に相手方に文書をもって通知するものとする。ただし、次の各号の一に該当するときは、相手方に通知をした後、本契約を解約することができる。

一 受注者が正当な理由なくして発注者の指示に従わないとき。

二 受注者が契約の解約を申し出たとき。

(賠償責任)

第8条 受注者は、作業の実施及びその結果の不完全により、発注者及び第三者に損害を与えたときは、その直接的損害に対して責任を負うものとする。

ただし、不可抗力等受注者の責めに帰すことのできない特別の事由による場合は、この限りでない。

(その他協議事項)

第9条 本契約に規定のない事項又は各条項に疑義が生じたときは、発注者、受注者で協議の上定めるものとする。

本契約締結の証として契約書2通を作成し、甲乙記名押印の上各自1通を保有する

令和 年 月 日

発注者 群馬県みどり市東町座間 564-6
独立行政法人水資源機構分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦

受注者

別紙

単 價 表

9t級、チェーン着用

(税抜き)

作業時間帯		単位	数量	単価	備考
平日	昼間	時間	1	, 00円	
	夜間	時間	1	, 00円	
休日	昼間	時間	1	, 00円	
	夜間	時間	1	, 00円	

普通4tD、4輪チェーン着用、スノープラウ

(税抜き)

作業時間帯		単位	数量	単価	備考
平日	昼間	時間	1	, 00円	
	夜間	時間	1	, 00円	
休日	昼間	時間	1	, 00円	
	夜間	時間	1	, 00円	

普通2tD、4輪チェーン着用、スノープラウ

(税抜き)

作業時間帯		単位	数量	単価	備考
平日	昼間	時間	1	, 00円	
	夜間	時間	1	, 00円	
休日	昼間	時間	1	, 00円	
	夜間	時間	1	, 00円	

令和　年　月　日

独立行政法人水資源機構分任契約職
渡良瀬川ダム総合管理所長 一ノ瀬 泰彦 殿

住 所
会 社 名
代表者氏名

見積依頼書等の交付受領書

令和7年12月9日に交付された「令和7年度草木ダム周辺除雪作業」の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名：

担 当 者：

電 話 番 号：

F A X 番 号：

◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値」を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は、「くじの方法」をご覧ください。

くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者(以下「同価格者」という。)が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

2. くじ用数値について

1)「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0:ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0:ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2)「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信(FAX)した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信(FAX)する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例)

くじ用数値		
1	2	3

※数字は、明確に記載してください。

3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信(FAX)していただいた順に、「0:ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) • 同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」
- 同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0:ゼロ」、「1」、「2」

4. 具体的な決定方法について

- 例) • 同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$
△△組	¥500,000-	1	4	

・余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、
△△組 が契約の相手方となる。

- 例) • 同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

・余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、
◎◎工業 が契約の相手方となる。